

議案第29号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 固定資産評価審査委員会

地方自治法に基づく執行機関として地方税法(第423条)の定めるところにより、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定などの事務を行うため設置されたもので、委員の数は3人。本市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市長が選任。

2 改正の概要

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき地方税法が改正されることから、本市の固定資産評価審査委員会条例についても行政不服審査法の諸条項との整合を図るために、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の事項並びに審査手続における書面審査に関する事項及び決定書の作成に関する事項について、その一部を改正する。

3 改正の主な内容

条例第3節「審査の申出」第4条(審査の申出)第2項第1号に「又は居所」との文言を加え、第2号として「審査の申出に係る処分の内容」という文言を加え、同条第3項においても「又は居所」との文言を加える。これは行政不服審査法第19条第2項と整合させたもの。また、行政不服審査法に関する技術的な事項についてはすべて政令委任されたことから、「行政不服審査法第3条第1項」とあるのを「行政不服審査法施行令第3条第1項」に改める。同条に第6項として「審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。」との一文を加える。これは行政不服審査法施行令第3条第2項と整合させたもの。

行政不服審査法
(審査請求書の提出)

第19条

1 (略)

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2)～(6) (略)

3～5 (略)

行政不服審査法施行令
(代表者等の資格の証明等)

第3条

1 (略)

2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁(審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員)に届け出なければならない。

第4節「審査の手續」の第6条（書面審理）第2項として「前項の規定にかかわらず、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。」との一文を加える。これは、行政不服審査法施行令第6条第2項と整合させたもの。改正後の第3項においては、改正前の第2項のただし書を削る。これは、行政不服審査法第29条第5項と整合させたもの。第5項として「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。」との一文を加える。これは行政不服審査法第30条第3項と整合させたもの。

行政不服審査法施行令

（弁明書の提出）

第6条

1 （略）

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3・4 （略）

行政不服審査法

（弁明書の提出）

第29条

1～4 （略）

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第30条

1・2 （略）

3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。

第4節の第11条（決定書の作成）第1項に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」との文言を加え、第1号「主文」から第4号「理由」までを加える。これは行政不服審査法第50条第1項と整合させたもの。

行政不服審査法

（裁決の方式）

第50条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審理関係人の主張の要旨

(4) 理由

2・3 （略）